

農業振興地域整備計画変更事業業務委託 募集要領

1 件 名

農業振興地域整備計画変更事業業務委託

2 概要及び目的

松山市は、昭和49年に「松山農業振興地域整備計画」を策定し、直近では平成21年に計画の見直しを行っている。見直しから8年が経過し、農業従事者や農地面積の減少、農業経営の多様化など、本市の農業を取り巻く環境は大きく変化していることや、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更に伴う「愛媛県農業振興地域整備基本方針」の変更を踏まえ、平成30年度から計画の見直しに取り組むものである。

本業務委託は、民間の優れた技術力・経験・実績やコスト意識を活用し、将来を見据えた精度の高い計画の見直しを行うことで、優良農地の確保・保全、各種農業施策の計画的かつ集中的な実施を進め、本市の総合的な農業の振興を図ることを目的とする。

3 事業内容

「農業振興地域整備計画変更事業業務委託仕様書」(別紙1)のとおり

4 履行期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

5 履行場所

市長が指示する場所

6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 提案限度価格

¥18,160,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

[内訳]

平成30年度 ¥8,810,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成31年度 ¥7,655,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成32年度 ¥1,695,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 松山市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

9 募集要領等の配布

- (1) 配布期間
平成30年6月1日（金）から平成30年6月22日（金）
- (2) 配布場所
「20 事務局」及び「松山市ホームページ」
- (3) 受取方法
 - ・「20 事務局」で直接受け取る。（配布時間：土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで）
 - ・「松山市ホームページ（市政情報／入札・契約／業務委託（工事に関する委託は除く）に関する調達案件のお知らせ（各課発注）」からダウンロードする。

10 評価基準

「評価基準書」（別紙2）のとおり

1 1 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は、参加者すべてに文書により通知する。なお、電話等による結果の問合せには一切応じない。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

1 2 選考委員会の構成

選考委員会は、市職員5名で構成する。なお、外部の有識者2名を置き、意見を求めるものとする。

1 3 募集要領等に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間
平成30年6月1日（金）から平成30年6月15日（金）の午後5時まで
- (2) 質問方法
質問事項を記載した「質問書」（様式1）を電子メールで提出
 - ・原則、電子メール以外での質問は受け付けない。
 - ・本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外の質問は受け付けない。
 - ・電子メールのタイトルは、「プロポーザル質問書（事業者名）」とすること。
 - ・電子メールを送信後、「20 事務局」まで送信した旨の電話をすること。
- (3) 提出先
「20 事務局」
- (4) 回答及び公表
質問者に平成30年6月18日（月）までに電子メールで回答するとともに、「松山市ホームページ（市政情報／入札・契約／業務委託(工事に関する委託は除く)に関する調達案件のお知らせ(各課発注))」で公表する。

14 参加表明書の提出

(1) 提出期限

平成30年6月22日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、平成30年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号②～⑤の書類を不要とする。

No.	提出書類	提出上の注意
*	提出書類チェックリスト	・提出書類をチェックし、先頭に添付すること。
①	参加表明書 (様式2)	・印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）。ただし、平成30年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
②	印鑑登録証明書 (原本)	(発行後3ヶ月を超えないもの) ・参加表明書に押印した実印の証明書
③	履歴事項全部証明書 (原本)	(発行後3ヶ月を超えないもの) ・法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
④	完納証明書 (原本) 又は 納税証明書 (原本)	(発行後3ヶ月を超えないもの) ・松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 「松山市（納税課）が発行する完納証明書」 ※詳細は納税課ホームページを参照 ・上記以外の場合 「本店所在地の市町村等が発行する完納証明書 又は法人市町村民税の納税証明書」 ※ただし、本店所在地が東京23区内の場合 は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書
⑤	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本) (未納の税額がないことの証明) その3の3	(発行後3ヶ月を超えないもの) ・申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

(4) 提出先

「20 事務局」

(5) 受付時間

土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで

15 提案書等の提出

(1) 提出期限

平成30年7月4日（水）午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、平成30年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号⑥～⑦の書類を不要とする。

No.	提出書類	提出上の注意
*	提出書類チェックリスト	・提出書類をチェックし、先頭に添付すること。
①	提案書	・様式は任意とするが、A4サイズ縦置き、横書き、左綴じを基本とする。 ・カラー（白黒・多色刷り）、図表の有無は問わない。 ・「仕様書」（別紙1）に基づき、具体的かつ明確に記述すること。
②	会社概要（様式3）	・必要に応じてパンフレット等を添付すること。
③	業務執行体制（様式4）	・配置予定の技術者の主な経歴は、過去10年程度の範囲とすること。
④	同種・類似業務実績調書（様式5）	・実績は、過去10年程度の範囲とすること。 ・実績を示す資料（報告書の概要等（コピー可））を添付すること。
⑤	参考見積書（様式6）	・平成30年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
⑥	経営状況等調査表（様式7）	
⑦	直前2年分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）	

(3) 提出部数

各8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

(5) 提出先

「20 事務局」

(6) 受付時間

土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで

16 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時

平成30年7月中旬 予定（詳細は、後日連絡する。）

(2) 実施場所

松山市役所会議室 予定（詳細は、後日連絡する。）

(3) 実施時間

1者につき35分程度（プレゼンテーション20分程度／ヒアリング15分程度）
・審査の順番は、「参加表明書」（様式2）の受付順とし、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

(4) 出席者

- ① 1者につき5名までとする。
- ② 業務責任者となる予定の者は、原則、出席すること。
- ③ プレゼンテーションは、原則、「業務執行体制「2 配置予定の技術者」」（様式4）に記載された技術者が行うこと。

(5) 留意事項

- ① プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ② ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は許可する。
- ③ この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、その他機器類等は参加者が持参すること。
- ④ プレゼンテーション・ヒアリング審査は、個別に行い、非公開とする。

17 スケジュール

(1) 実施手続きの開始・公表	平成30年6月1日（金）
(2) 募集要領等に関する質問の受付	平成30年6月1日（金） ～平成30年6月15日（金）
(3) 募集要領等に関する質問の回答・公表	平成30年6月18日（月）
(4) 参加表明書の提出締め切り	平成30年6月22日（金）
(5) 応募者数等の公表	平成30年6月25日（月）
(6) 提案書等の提出締め切り	平成30年7月4日（水）
(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査	平成30年7月中旬 予定
(8) 特定・非特定結果の通知・公表	平成30年7月中旬 予定
(9) 契約締結・公表	平成30年7月下旬 予定

18 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリング審査に応じなかった場合
- (6) 「参考見積書」(様式6)の見積額(消費税及び地方消費税を含む。)が、上記「7 提案限度価格」を超えている場合
- (7) 「評価基準書」(別紙2)の最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (9) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

19 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし選考委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は、松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において、平成30年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

20 事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 本館8階

松山市産業経済部農林水産課 担当：丹生谷・岡田・矢野

電話：089-948-6567 FAX：089-934-1808

メールアドレス：nourinsuisan@city.matsuyama.ehime.jp